保医発 0531 第２号
令和６年５月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和６年３月５日付け保医発 0305 第４号）を下記のとおり改正し、令和６年６月１日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

１　別添１第２章第３部第１節Ｄ０２３（11）を次のように改正する。

（11）　「13」の百日咳菌核酸検出は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、ＬＡＭＰ法又はＰＣＲ法により測定した場合に算定できる。

（参考：新旧対照表）

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和６年３月５日付け保医発 0305 第４号）

改　正　後	現　　行
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 　第１部・第２部　（略） 　第３部　検査 　　第１節　検体検査料 　　　第１款　検体検査実施料 　　　　Ｄ０００～Ｄ０２２　（略） 　　　　Ｄ０２３　微生物核酸同定・定量検査 　　　　（１）～(10)　（略） 　　　　(11)　「13」の百日咳菌核酸検出は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、ＬＡＭＰ法又はＰＣＲ法により測定した場合に算定できる。 　　　　(12)～(38)　（略） 　　　　Ｄ０２３－２～Ｄ０２５　（略） 　　　第２款　（略） 　　第２節　削除 　　第３節・第４節　（略） 　第４部～第 13 部　（略） 第３章　（略）	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 　第１部・第２部　（略） 　第３部　検査 　　第１節　検体検査料 　　　第１款　検体検査実施料 　　　　Ｄ０００～Ｄ０２２　（略） 　　　　Ｄ０２３　微生物核酸同定・定量検査 　　　　（１）～(10)　（略） 　　　　(11)　「13」の百日咳菌核酸検出は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、ＬＡＭＰ法により測定した場合に算定できる。 　　　　(12)～(38)　（略） 　　　　Ｄ０２３－２～Ｄ０２５　（略） 　　　第２款　（略） 　　第２節　削除 　　第３節・第４節　（略） 　第４部～第 13 部　（略） 第３章　（略）